

「あなたの作品を掲載させていただきます」という 新聞等への掲載トラブルにご注意！

勧誘の手口は？



短歌・俳句



絵画



自費出版



手工芸

など

趣味で作った作品

数日後



- 自分の作品を褒められたり、社会のために役立つなどと言われ、うれしく感じる気持ち、心理などにつけ込んだ手口で、「褒め上げ商法」と呼ばれるものです。
- 執ように勧誘される場合は、あいまいな断り方をせず、きっぱり断りましょう。**
- 周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

電話勧誘販売による取引は、
契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。
対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

「クーリング・オフ」ってどうやるの？

クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日、契約した役務の種類、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。**
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていたように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

書面の記載例

切手	<input type="checkbox"/>
××県×市×町×丁目×番×号	
株式会社××× 御中	

通知書	
この契約を解除します。	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
契約した役務の種類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 ×××
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 営業所
	担当者△△△△
支払った代金〇〇円を返金してください。	
令和〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	〇〇〇〇



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

